

広島市危機管理基本方針

平成 29 年(2017 年) 4 月改正
(平成 18 年(2006 年) 11 月策定)

広 島 市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 基本理念	1
3 危機及び危機管理の定義	2
4 基本方針と危機管理計画	4
第2章 危機管理体制	5
1 危機管理推進体制	5
2 局・区等の危機管理に係る責務	6
3 危機対応体制	7
第3章 平常時の対策	10
1 危機の未然防止と被害の軽減	10
2 危機管理マニュアルの作成等	10
3 職員研修・訓練等の実施	10
4 関係機関等との連携	10
5 市民及び事業者との連携	10
第4章 危機発生時の対応	11
1 初動対応	11
2 緊急対策の実施	11
3 市民及び事業者への情報提供	12
第5章 事後対策	13
1 緊急対策の収束	13
2 復旧	13
3 被害者への支援	13
4 検証と危機管理マニュアル等の見直し	13

第1章 総則

1 目的

広島市危機管理基本方針（以下「基本方針」という。）は、危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策、危機発生時の対応及び事後対策を推進するうえで、本市が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、総合的な危機管理体制を整備し、市民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減することを目的とします。

2 基本理念

市民生活を取り巻く多様な危機への対応は、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政による「公助」という考えの下、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、広島市全体として取り組むことが重要です。

「公助」を担う広島市は、次の基本理念により、危機管理対策を総合的に推進し、危機への対応力を強化します。

- （１）危機の未然防止に努めます。
- （２）危機の発生に対し、迅速に実効性のある対応を図ります。
- （３）危機発生後の市民生活の早期回復と危機の再発防止に努めます。
- （４）関係機関等との連携による危機管理体制の構築を図ります。
- （５）市民及び事業者との連携を強化します。

3 危機及び危機管理の定義

(1) 危機

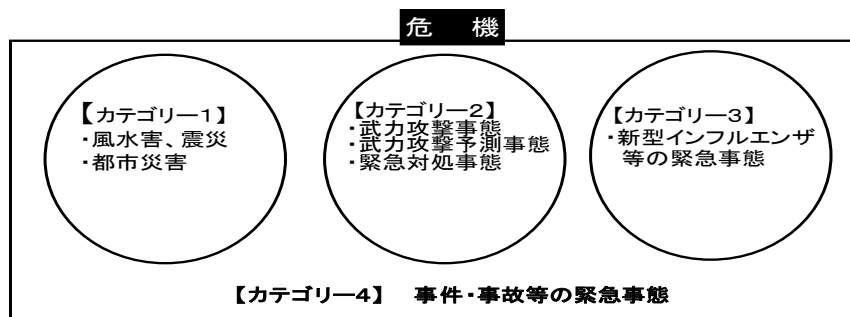
基本方針において、危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある災害、武力攻撃事態、感染症及び事件・事故等といった緊急事態をいいます。

危機をその種類に応じ、表1のように分類します。

表1 危機の分類

区 分		種 類	
カテゴリー1	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「災害対策基本法」という。)第2条に規定する災害	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥高潮、⑦地震、⑧津波、⑨その他の異常な自然現象
		都市災害	①海上災害、②航空機災害、③鉄道災害、④道路災害、⑤大規模火事災害、⑥危険物等災害、⑦放射性物質災害、⑧ライフライン災害
カテゴリー2	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)(以下「武力攻撃事態対処法」という。)第2条に規定する武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)及び第25条に規定する緊急対処事態	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃)
		武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
		緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(武力攻撃に準ずるテロ等)
カテゴリー3	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に規定する新型インフルエンザ等の緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態	
カテゴリー4	カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3以外の事件・事故等の緊急事態	①爆発物・乱射等による事件、②化学剤・生物剤等による事件、③児童生徒等に対する危害、④バス・列車等の乗っ取り、⑤公共施設等における事件・事故等、⑥矯正施設における事件・事故等、⑦新興感染症等の発生、⑧重大な動物感染症の発生、⑨大規模な食中毒、⑩食品への有害物質の混入、⑪河川等の汚染、⑫生活用水等の汚染、⑬異常渇水、⑭有毒グモ・昆虫等の大量出現、⑮危険動物・野生動物等による危害、⑯不発弾の処理、⑰催事等での群集流動事故等、⑱工事現場・工場等における事故等、⑲情報システム及び情報通信ネットワークの障害、⑳人工衛星落下予測事態	
		注 類似した危機事象により被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、上記の危機事象を参考に緊急対策を行います。	

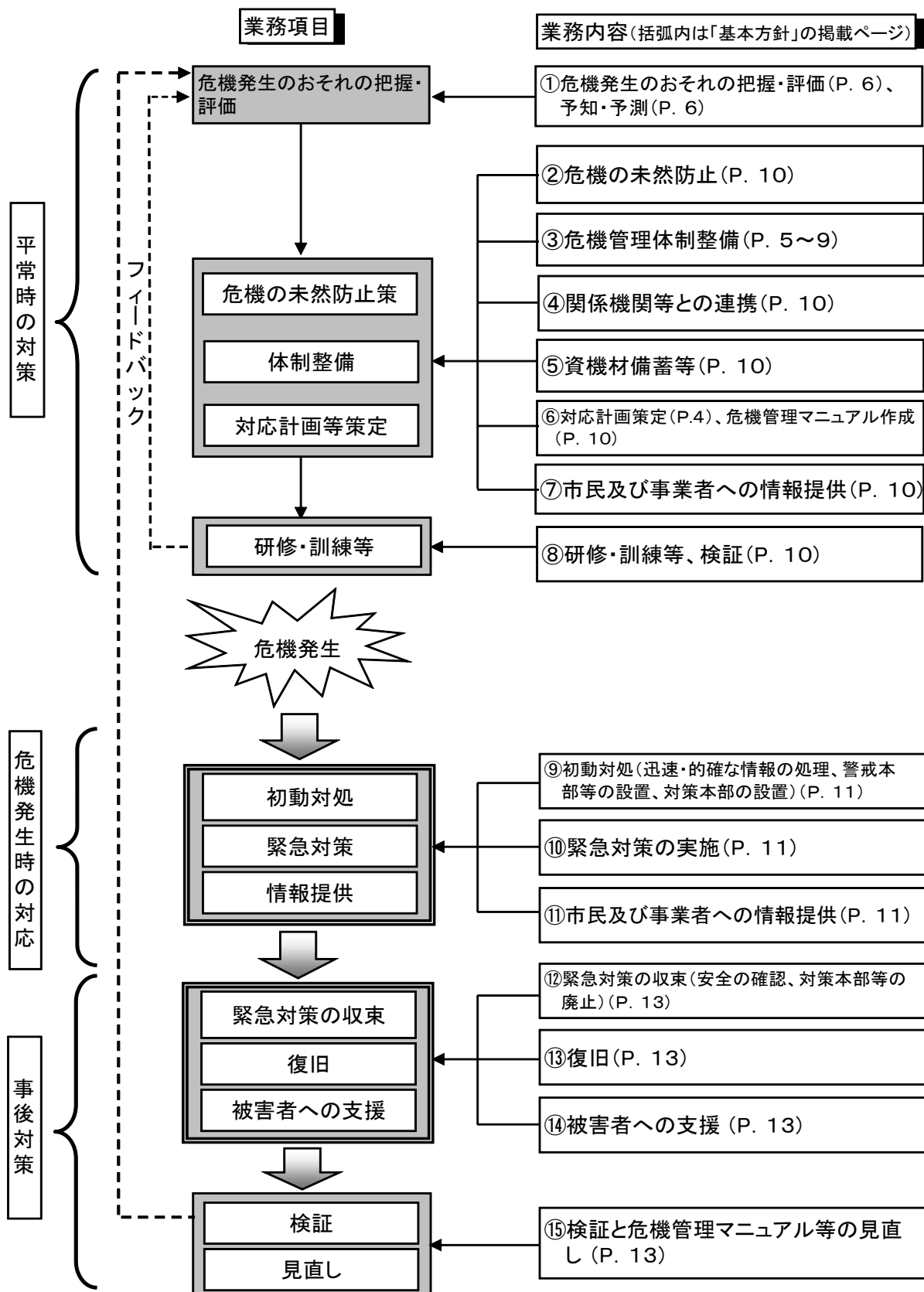
参考 危機の概念図



(2) 危機管理

基本方針において、危機管理とは、危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策から危機発生時の対応及び事後対策までを含めた取組をいいます。

図 1 危機管理の業務の流れ



4 基本方針と危機管理計画

基本方針は、危機の定義、本市の危機への対応体制、取組方針等、危機管理の基本事項を定めます。

この方針に定める基本事項を踏まえ、様々な危機への対応に共通する危機管理の細目については、広島市危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）に「通則」として定めます。

危機管理計画は、「通則」、カテゴリー1の対応計画である「広島市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）、カテゴリー2の対応計画である「広島市国民保護計画」（以下「国民保護計画」という。）、カテゴリー3の対応計画である「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）及びカテゴリー4の対応計画である「広島市事件・事故等対応計画」（以下「事件・事故等対応計画」という。）で構成します。

図 2 基本方針と危機管理計画

基本方針	危機管理計画	1 通則
		2 地域防災計画
		3 国民保護計画
		4 新型インフルエンザ等対策行動計画
		5 事件・事故等対応計画

(1) 通則

危機管理体制、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策など危機管理を進めるうえでの基本的、共通的な事項を定めます。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害対策基本法に基づき、地方公共団体の地域に係る防災について、地方公共団体、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務事業の大綱、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めます。

(3) 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。

(4) 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発生の段階ごとの実施体制、予防・まん延防止に関する事項、医療の提供に関する事項などを定めます。

(5) 事件・事故等対応計画

事件・事故等対応計画は、前記（2）～（4）の計画が対象とする危機以外の事件・事故等の緊急事態への対応について、危機発生時の対応、危機事象別緊急対策を定めます。

第2章 危機管理体制

1 危機管理推進体制

(1) 危機管理における役割

区 分	役 割
市 長	本市の危機管理の最高責任者
副市長	危機管理について、危機管理監と連携して市長を補佐
危機管理監 (危機管理室担任副市長)	市長の命を受け、危機管理に関する事務を統括
局・区等の長	局・区等における危機管理の責任者
危機管理担当局長	危機管理監を補佐

(2) 危機管理監

本市に係る危機管理に関する事務を統括するため、広島市危機管理監設置規則により危機管理監を設置しています。危機管理監は、市長の命を受け、本市で発生し、又は発生するおそれがある極めて大規模な災害をはじめ、複雑多様なあらゆる危機への対応をより円滑かつ効率的に行います。

危機管理監は、危機管理室担任副市長を充てます。危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、その他の副市長、危機管理担当局長の順にその職務を代理します。

危機管理監は、その他の副市長と連携し、次の事務を行います。

- ① 危機発生時に、初動措置を助言・指導すること。
- ② 危機事象を所管する局・区等（以下「所管局・区等」という。）が不明確な危機が発生した場合に、所管局・区等の決定に向けて指導・調整すること及び必要に応じて所管局・区等を決定すること。
- ③ 危機事象に関係する局・区等（以下「関係局・区等」という。）の長に対し、危機への対応に係る助言・指導・支援を行うこと。
- ④ 危機への対応の際に、各種計画等に定めのない事項に係る対応方針を決定すること及び各種計画等に定める事項の対応方針を変更すること。
- ⑤ 被害の程度や市民生活への影響度等から全庁的な危機への対応を必要とする場合に、局・区等間の調整をはじめ、危機対応に係る総合的な調整を行うこと。
- ⑥ 平常時の危機管理に関する事務について助言・指導・支援を行うこと。
- ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、危機管理を総合的かつ計画的に推進するために必要な助言・指導・支援・調整を行うこと。

(3) 広島市危機管理推進会議

副市長及び局・区等の長により構成する広島市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し（平成17年（2005年）9月22日設置）、危機の発生に備えるとともに危機に関する庁内の連携と情報の共有化の推進を図ります。

推進会議の所掌事務は、次のとおりです。

- ① 全庁的な危機管理の推進に係る調整に関すること。
- ② 情報収集、分析及び情報共有に関すること。

③ 全庁的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び局・区等間の連絡調整に関すること。

④ その他危機管理の推進のために必要なこと。

また、推進会議の所掌事務を円滑に処理するため、局・区等の庶務担当課長等により構成する推進会議幹事会を設置します。

2 局・区等の危機管理に係る責務

(1) 局・区等の責務

① 局・区等は、日常業務を通じ、想定する危機に係る情報の収集並びに情報の整理及び分析を行い、不測の事態をあらかじめ察知し、危機の発生を未然に防止するよう努めます。また、万が一、危機が発生した場合に備え、危機による被害を最小限にするよう事前の対策を検討します。

② 局・区等は、想定した危機以外についても、社会環境、自然環境等の変化にも十分な注意を払い、新たな危機発生のおそれの把握・評価を行い、予知・予測に努めます。

③ 局・区等は、危機管理監が本市の危機管理を総合的かつ計画的に推進できるよう、危機管理に係る計画等の策定又は改正等を行う場合、副市長に回議又は説明を行うものについては、危機管理監へ説明を行います。

④ 局・区等は、危機管理監が全庁的な危機への対応に係る総合的な調整を行えるよう、危機への対応に係る案件で、副市長に回議又は説明を行うものについては、危機管理監へ説明を行います。

⑤ 局・区等は、前記③、④のほか、危機管理監に対して説明を行う必要があると判断するものについては、危機管理監へ説明を行います。

⑥ 危機管理室は、前記①、②のほか、危機管理に関する啓発及び研修・訓練等を実施するなど、局・区等の危機管理体制及び職員の危機管理能力の向上に対する支援を実施します。

(2) 危機及び危機に対応する局・区等

危機及び危機に対応する局・区等は、表2のとおりとします。

なお、カテゴリー4の危機は、過去において本市で発生したもの、又は近年、国内外で発生した危機で本市でも発生し得ると想定するもののうち、発生頻度、市民生活への影響度、社会的影響度等の観点から整理しています。

(3) 総合調整担当の責務

総合調整担当は危機管理室とし、その責務は次のとおりです。

① 危機に関する情報を集約し、迅速・的確な処理を行います。

② 危機管理監が行う事務を補佐します。

③ 対策本部等の設置に係る調整を行います。

④ 所管局・区等と連携して対策本部事務局等の運営を行います。

⑤ 所管が不明確な危機については、危機管理監の指導の下、所管局・区等の明確化に係る調整を行います。

⑥ 複数の危機が同時に発生した場合などについては、危機管理監の指導の下、所管局・区等及び関係局・区等と連携して対応します。

⑦ その他危機対応のために必要な調整を行います。

(4) 所管局・区等の責務

- ① 所管する危機については、総合調整担当と連携して対策本部事務局等の運営を行うなど、主体的に対応します。
- ② 所管が不明確な危機については、危機管理監の指導の下、総合調整担当による調整の結果、所管局・区等に決定した局・区等は、総合調整担当と連携して対策本部事務局等の運営を行うなど、主体的に対応します。

(5) 関係局・区等の責務

危機管理監の指導の下、総合調整担当及び所管局・区等と連携して対応します。

3 危機対応体制

各カテゴリーの危機対応体制は、図3のとおりとします。

(1) カテゴリー1の危機

カテゴリー1の危機（災害対策基本法に規定する災害）については、地域防災計画に基づき「注意体制」、「警戒体制」、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」を設置して対応します。

(2) カテゴリー2の危機

カテゴリー2の危機（武力攻撃事態対処法に規定する武力攻撃事態等）については、国民保護計画に基づき「注意体制」、「警戒体制」又は「対策本部」を設置して対応します。

(3) カテゴリー3の危機

カテゴリー3の危機（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する緊急事態）については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき「注意体制」、「警戒体制」又は「対策本部」を設置して対応します。

(4) カテゴリー4の危機

カテゴリー4の危機（前記（1）～（3）以外の事件・事故等の緊急事態）については、事件・事故等対応計画に基づき、「注意体制」又は「対策本部」を設置して対応します。

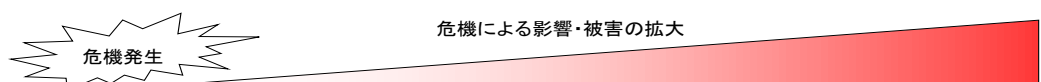
(5) 各カテゴリーとの関係

それぞれのカテゴリーの危機への対応については、危機の状況により、別のカテゴリーに基づく対応を行うことが適正であると判断された場合は、該当するカテゴリーの体制に速やかに移行して緊急対策等を実施します。

表 2 危機及び危機に対応する局・区等

区分	分類	種類	総合調整担当	所管局・区等	関係局・区等
カテゴリー1(地域防災計画の適用)	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥高潮、⑦地震、⑧津波、⑨その他の異常な自然現象	危機管理室	危機管理室	局・区等
	都市災害	①海上災害、②航空機災害、③鉄道災害、④道路災害、⑤大規模火事災害、⑥危険物等災害、⑦放射性物質災害、⑧ライフライン災害		危機管理室	局・区等
カテゴリー2(国民保護計画の適用)	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態	①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃		危機管理室	局・区等
	緊急対処事態	武力攻撃に準ずるテロ等		危機管理室	局・区等
カテゴリー3(新型インフルエンザ等対策行動計画の適用)	新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす事態、又はそのおそれがある事態		健康福祉局	局・区等
カテゴリー4(事件・事故等対応計画の適用)	事件・事故等の緊急事態	①爆発物・乱射等による事件		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		②化学剤・生物剤等による事件		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		③児童生徒等に対する危害		教育委員会又は施設を所管する局・区等若しくは危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		④バス・列車等の乗っ取り		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、道路交通局、区役所、消防局
		⑤公共施設等における事件・事故等		公共施設等を所管する局・区等又は危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑥矯正施設における事件・事故等		市民局	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑦新興感染症等の発生		健康福祉局	企画総務局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、区役所、消防局、水道局、教育委員会
		⑧重大な動物感染症の発生		経済観光局	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、環境局、都市整備局、道路交通局、区役所、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		⑨大規模な食中毒		健康福祉局	企画総務局、市民局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑩食品への有害物質の混入		健康福祉局	企画総務局、市民局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑪河川等の汚染		環境局	企画総務局、健康福祉局、経済観光局、下水道局、区役所、消防局、水道局
		⑫生活用水等の汚染		水道局又は健康福祉局	企画総務局、健康福祉局、区役所、消防局、水道局、公共施設等を所管する局等
		⑬異常渇水		水道局	企画総務局、健康福祉局、経済観光局、区役所、消防局、公共施設等を所管する局等
		⑭有毒グモ・昆虫等の大量出現		健康福祉局	企画総務局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		⑮危険動物・野生動物等による危害		事案が発生した区	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、経済観光局、都市整備局、消防局、教育委員会
		⑯不発弾の処理		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等、工事を発注した局等
		⑰催事等での群集流動事故等		催事等主催の局・区等又は危機管理室	企画総務局、健康福祉局、道路交通局、区役所、消防局
		⑱工事現場・工場等における事故等		工事現場・工場等を所管する局・区等又は危機管理室	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、環境局、道路交通局、下水道局、区役所、消防局、水道局、教育委員会
		⑲情報システム及び情報通信ネットワークの障害		企画総務局	情報通信システム所管局、区役所
		⑳人工衛星落下予測事態		危機管理室	企画総務局、健康福祉局、区役所、消防局、公共施設等を所管する局等
類似した危機事象により被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、上記の危機事象を参考に緊急対策を行います。					

図 3 危機管理対応体制



第3章 平常時の対策

1 危機の未然防止と被害の軽減

局・区等の長は、日常業務を通じ、想定する危機に係る情報の収集に努めるとともに、当該情報の整理及び分析を行い、危機の未然防止のために必要な措置を講ずるものとします。また、危機が発生した場合の被害の軽減を図るため、危機発生時の体制整備、計画的な資機材等の備蓄などの対策に努めます。

2 危機管理マニュアルの作成等

所管局・区等の長は、想定する危機に関する未然防止策、緊急対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、危機別に危機管理マニュアルを作成し、危機管理担当局長はこれの支援及び助言を行います。

なお、危機管理マニュアル作成に当たっては、関係局・区等及び関係機関等と協議・調整を行い、作成後は、危機管理担当局長に報告します。

また、危機管理マニュアルは、連絡体制を毎年定期的に見直すとともに、社会情勢等の変化や危機への対応の検証の結果、対策の不足・不備が判明した場合などにも見直します。

3 職員研修・訓練等の実施

危機発生時に局・区等が迅速・的確に危機に対応するためには、危機管理に関する知識や過去の災害から得た教訓等を蓄積し、高度な判断能力等を養うことが必要です。

このため、危機管理室では、企画総務局研修センターと連携して全職員を対象に危機管理研修・訓練等を実施し、危機管理能力の向上を図ります。また、局・区等の長は、作成した危機管理マニュアルに基づき、関係機関等と連携した研修・訓練及びその効果の検証を行い、危機への対応能力の向上に努めます。

4 関係機関等との連携

局・区等の長は、危機発生時の緊急対策が円滑に実施できるよう、危機発生時における活動や連絡等に関して、国の関係行政機関、広島県、広島県警察本部、公益事業者、医療機関などの関係機関等と平常時から連携を密にし、協力体制の強化に努めます。

5 市民及び事業者との連携

危機の未然防止や被害を軽減するためには、市民及び事業者と行政が一体となって取り組むことが重要であることから、局・区等の長は、コミュニティ活動の推進、コミュニティ活動の場の確保に努めるとともに、訓練等を通じて、自主防災組織、ボランティア団体等を中心に市民及び事業者との連携体制づくりに努めます。また、所管する事務業務に係る危機に関する調査・研究成果、潜在的な危機に関する情報やそれへの対応策など、危機管理に関する様々な情報を市民及び事業者に積極的に提供します。

第4章 危機発生時の対応

1 初動対応

(1) 迅速・的確な情報の処理

危機発生時の情報の伝達経路等は、図4のとおりとします。

危機管理担当局長は、国、警察、市民等及び局・区等から危機発生情報が通報された場合は、直ちに市長、副市長及び危機管理監に報告するとともに、局・区等の長に伝達し、危機に係る情報の共有化を図ります。また、情報の収集、整理及び分析を行い、必要な措置を実施します。

局・区等の長は、危機の発生を知り得た場合は、直ちに危機管理担当局長に通報するとともに、必要な措置を実施します。

特に、危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで重要であることから、断片的な情報であっても「何が起きたのか」などの情報は速報し、詳細な情報は追加情報として続報で伝達します。

さらに、危機管理担当局長及び所管局・区等の長は、把握した危機の内容に応じ、関係機関等の長へ連絡し、危機に係る情報の共有化を図ります。

(2) 警戒本部等の設置

市長又は危機管理担当局長等は、収集した情報内容から判断し、危機の対応に必要と認めたときには、対策本部を設置する前に、カテゴリーごとに定めた警戒本部等を設置します。

警戒本部等の設置が決定された場合は、それぞれの対応計画の動員名簿に基づき、職員は直ちに参集し、任務を遂行します。

(3) 対策本部の設置

市長は、危機への対応を強力に推進するための組織として対策本部を設置します。カテゴリー1又はカテゴリー4の危機については、それぞれの対応計画に定めた設置基準に基づき設置し、カテゴリー2の危機については、国から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときに、また、カテゴリー3の危機については、国において、緊急事態宣言がなされたときに、それぞれ対応計画に定めた設置基準に基づき設置します。

対策本部の設置が決定された場合は、それぞれの対応計画の動員名簿に基づき、職員は直ちに参集し、任務を遂行します。

対策本部（市長が本部長の場合）事務局の運営において、本部長が、必要に応じて、危機対応に必要な専門的知識・経験を有する職員として指定した職員は、速やかに対策本部事務局に参集し、任務を遂行します。

2 緊急対策の実施

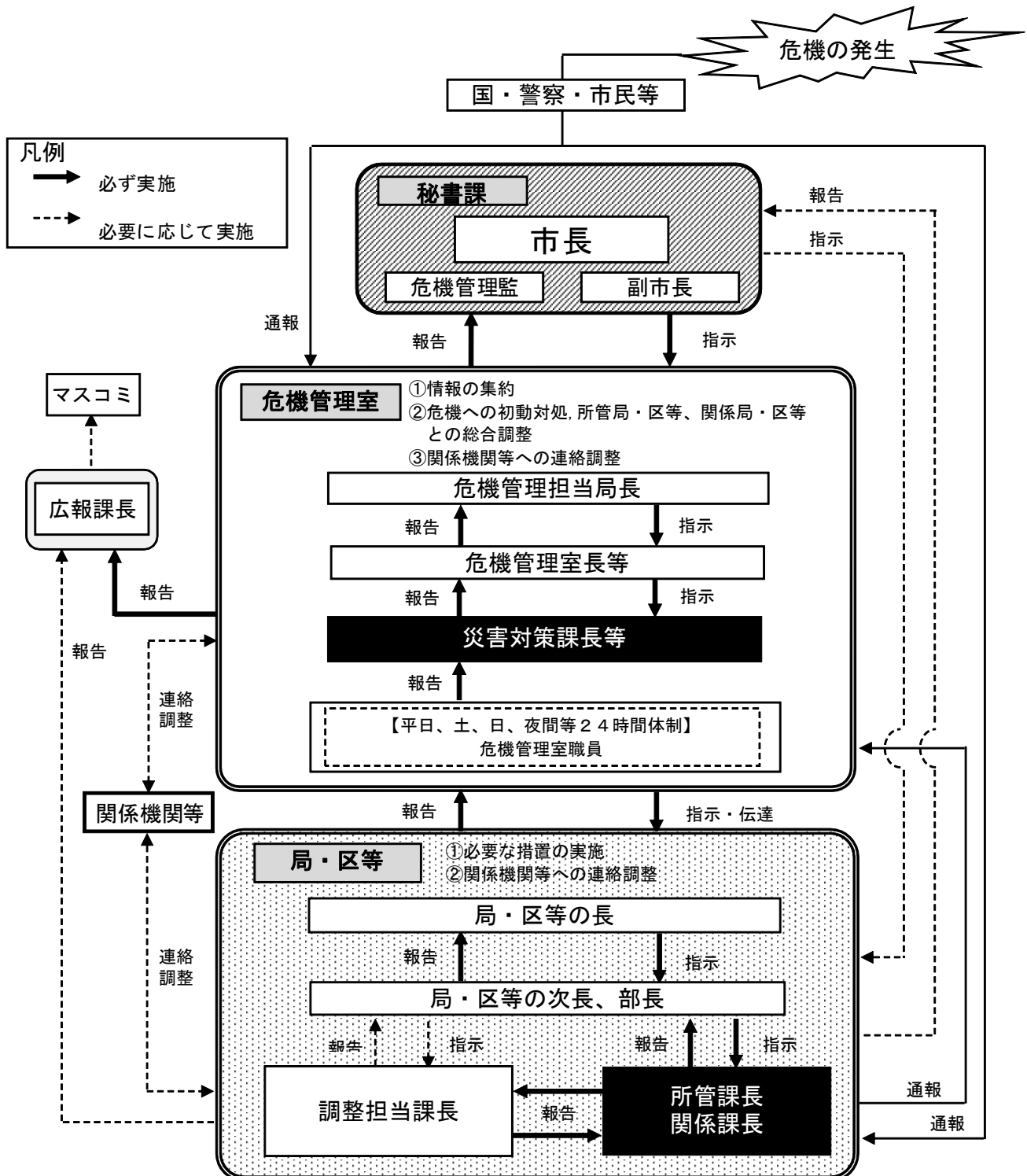
所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、対策本部長が決定した対応方針に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全確保を最優先に、関係機関等と連携・協力し緊急対策を実施します。

緊急対策の実施に当たっては、二次被害の防止のための措置を行うとともに要配慮者（傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、外国人、一時旅行者等）の安全の確保等について配慮します。

3 市民及び事業者への情報提供

対策本部長、所管局・区等の長又は関係局・区等の長は、危機発生時の情報の不足及び混乱から生ずる市民及び事業者の不安を軽減・解消するため、速やかに広報体制を整備し、防災行政無線、広報車等の公用車、サイレン、市のホームページ、防災情報メールなどによる広報を行うとともにテレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を活用し、積極的に市民及び事業者へ情報を提供します。

図4 危機発生時の情報の伝達経路等



第5章 事後対策

1 緊急対策の収束

(1) 安全の確認

対策本部長等は、危機に係る緊急対策が概ね完了し、危機が終息に向かっていると判断できた段階で、関係機関等と連携し、早急に危機発生現場周辺地域等の安全の確認を行います。

安全が確認された場合は、その旨を市の広報媒体等を活用するとともに、報道機関に情報提供し、市民に対して周知を図ります。

(2) 対策本部等の廃止

市長又は危機管理担当局長等は、安全の確認を行い、危機による被害が発生するおそれが消滅したと認めたときは、危機に係る対策本部等を廃止します。

なお、カテゴリ2の危機に係る対策本部は、国から対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときに、カテゴリ3の危機に係る対策本部は、国が緊急事態解除宣言を行ったときに、それぞれ廃止します。

2 復旧

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、危機の発生後の市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小化するため、関係機関等と相互に協力し、市民生活の早期回復と自力復興の促進に努めます。

3 被害者への支援

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、関係機関等の協力を得て、被害者の心身の健康や生活に関する相談体制、被害者に対する支援体制の整備に努めます。

4 検証と危機管理マニュアル等の見直し

危機の終息後は、所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、将来的に同様の危機が発生した場合の対応に役立てるため、危機発生や被害発生の原因を必要に応じて解明します。また、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策などにおける危機への対処について検証し、反省点や課題を整理し記録として取りまとめ、その結果に基づき再発防止策や改善策を検討します。記録を作成した場合は、危機管理担当局長に送付します。

所管局・区等の長は前記の検証を踏まえて、危機管理マニュアルを見直すに当たっては、必要に応じて危機管理担当局長の支援及び助言を受けるとともに、関係局・区等及び関係機関等と協議・調整を行います。また、見直し後は、危機管理担当局長に報告します。

市長は、検証に基づき必要がある場合は、基本方針及び危機管理計画の見直しを行います。

登 録 番 号	広 Y 2 - 2 0 0 7 - 1 3 4
名 称	広島市危機管理基本方針
所 管 課	消防局危機管理部
所 在 地	広島市中区大手町五丁目 2 0 - 1 2 (〒730-0051) TEL082-546-3447
発行年月日	平成 1 9 年 (2 0 0 7 年) 4 月

所管課 危機管理室危機管理課（平成 27 年 4 月組織改正）

所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 - 3 4 （〒730-8586）TEL082-504-2653